

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
休日は、
がと
日
の翌
日)

目 次

◆ 条 例

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例 (児童家庭課)

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例 (県民生活課)

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例 (大規模活性化プロジェクト推進室)

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (女性青少年課)

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例 (福祉保健課)

公布された条例のあらまし

◆鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例

一 目的 (第一条関係)

この条例は、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

二 設置 (第二条関係)

自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もつ

て児童の健全な育成に資するため、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国 (以下「こども国」という。)を鳥取市に設置することとした。

三 利用の許可 (第三条関係)

こどもの国を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

四 行為の制限等 (第四条関係)

1 こどもの国においては、次の行為をしてはならないこととした。

(一) こどもの国の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(二) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食をし、又は火を使用すること。

(三) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

(四) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(五) その他知事が別に定める行為

2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、こどもの国の利用を拒むことができることとした。

五 措置命令 (第五条関係)

知事は、こどもの国の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

六 利用許可の取消し (第六条関係)

知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。

(一) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分
に違反したとき。

(二) 利用許可の条件に違反したとき。

(三) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(四) その他こどもの国の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのある

とき。

七 管理の委託（第七条関係）

知事は、こどもの国の管理を財団法人鳥取県観光事業団に委託することとした。

八 利用料金（第八条関係）

こどもの国の利用に当たっては、所定の料金（以下「利用料金」という。）を財団法人鳥取県観光事業団の収入として収受させることとした。

九 利用料金の減免（第九条関係）

八にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。

十 規則への委任（第十条関係）

この条例に定めるもののほか、こどもの国の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

十一 施行期日等

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行することとした。
- 2 規則で定める日までの間の利用料金の額について、特例措置を講ずることとした。

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行条例

一 趣旨（第一条関係）

この条例は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。

二 設立の認証の申請（第二条関係）

特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定める申請書に必要書類を添えて、知事に提出しなければならないこととした。

三 役員の仕事又は居所を証する書面（第三条関係）

1 役員の仕事又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとするものとした。

- (一) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあっては、住民票の写し
- (二) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法の適用を受ける者である場合にあっては、外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（特別区の存する区域及び政令指定都市にあっては、区）の長が発給する文書
- (三) 当該役員が(一)又は(二)に該当しない者である場合にあっては、当該役員の仕事又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書（当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）

2 1に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならぬこととした。

四 事業報告書等の提出及び閲覧（第四条関係）

1 事業報告書等の提出は、毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度）初めの三月以内に行わなければならないこととした。

2 事業報告書等の閲覧は、規則で定めるところにより行うこととした。

五 合併の認証の申請（第五条関係）

合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に必要書類を添えて、知事に提出しなければならないこととした。

六 経済企画庁長官から送付を受けた書類の写しの閲覧（第六条関係）

知事は、経済企画庁長官から送付を受けた書類の写しについて閲覧の請求があつた場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させるものとするものとした。

七 規則への委任（第七条関係）

この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

八 施行期日等

- 1 この条例は、平成十年十二月一日から施行することとした。
- 2 鳥取県税条例について、所要の改正を行うこととした。

◇鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例

一 目的（第一条関係）

この条例は、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とするものとした。

二 設置（第二条関係）

県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するため、鳥取県立とっとり花回廊を次のとおり設置することとした。

名 称	位 置
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡会見町及び岸本町並びに日野郡溝口町

三 利用の許可（第三条関係）

鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

四 行為の制限等（第四条関係）

- 1 とっとり花回廊においては、次の行為をしてはならないこととした。
 - (一) とっとり花回廊の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (二) 知事の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (三) 知事の許可を受けずに動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (四) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (五) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
 - (六) 立入禁止区域内に立ち入ること。
 - (七) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(八) その他知事が別に定める行為

- 2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、とっとり花回廊の利用を拒むことができることとした。

五 措置命令（第五条関係）

知事は、とっとり花回廊の適正な管理を図るため必要があるときは、とっとり花回廊を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

六 管理の委託（第六条関係）

知事は、とっとり花回廊の管理を財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）に委託することとした。

七 利用料金（第七条関係）

1 とっとり花回廊の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、観光事業団にその収入として收受させることとした。

2 利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとするものとした。

3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとした。

八 利用料金の減免（第八条関係）

観光事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができるものとした。

九 規則への委任（第九条関係）

この条例に定めるもののほか、とっとり花回廊の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

十 施行期日

この条例は、平成十一年四月十八日から施行することとした。ただし、七の2及び3は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

- 一 がん具刃物類の自動販売機等の設置の届出（第十二条の二関係）
 がん具刃物類を自動販売機等で販売又は貸し付けようとする者は、自動販売機等ごとに、設置者の住所、氏名、設置場所等を届け出なければならないこととした。
- 二 有害がん具刃物類の指定（第十四条の二関係）
 1 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができることとした。
 (一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 (二) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 (三) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年に所持させることがその健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 2 知事は、有害がん具刃物類の指定をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととした。
- 三 有害がん具刃物類の譲渡等の制限（第十五条第二項関係）
 何人も、有害がん具刃物類を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようにしなければならないこととした。
- 四 有害がん具刃物類の販売等の禁止（第十六条関係）
 がん具刃物類の販売等を業とする者は、有害がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならないこととした。
- 五 有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止（第十七条関係）
 1 がん具刃物類の販売等を業とする者は、有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならないこととした。
 2 がん具刃物類の販売等を業とする者は、自動販売機等に現に収納されてい

るがん具刃物類について有害がん具刃物類の指定があったときは、当該がん具刃物類を直ちに除去しなければならないこととした。

- 3 知事は、1又は2に違反した者に対し、有害がん具刃物類の除去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。

六 罰則（第二十六条関係）

四又は五に違反した者には、罰金刑を科することとした。

七 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

八 施行期日等

- 1 この条例は、平成十年十二月一日から施行することとした。ただし、一は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

- 一 生活福祉資金貸付事業の貸付対象に精神障害者を加えることとした。（第二条関係）
- 二 生活福祉資金貸付事業については、欠損補てん積立金を含む貸付資金の特別会計（現行 貸付資金及び欠損補てん金それぞれの特別会計）を設けることとした。（第四条関係）
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もつて児童の健全な育成に資するため、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国(以下「こどもの国」という。)を鳥取市に設置する。

(利用の許可)

第三条 こどもの国を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第四条 こどもの国においては、次の行為をしてはならない。

- 一 こどもの国の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食をし、又は火を使用すること。

三 みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

四 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

五 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、こどもの国の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第五条 知事は、こどもの国の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第三条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消)

第六条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

二 利用許可の条件に違反したとき。

三 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

四 その他こどもの国の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第七条 知事は、こどもの国の管理を財団法人鳥取県観光事業団(以下「観光事業団」という。)に委託する。

(利用料金)

第八条 こどもの国の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表のとおりとし、観光事業団の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第九条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)
 第十条 この条例に定めるもののほか、こどもの国の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から規則で定める日の前日までの間の利用料金は、第八条の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 3 前項の規則で定める日から別に規則で定める日までの間の利用料金は、第八条の規定にかかわらず、別表及び附則別表を勘案して知事が別に定める額とする。

附則別表

一 入園料

区	分		金 額
	個人	団体(二十人以上のものに限る。)	
個人	中学校の生徒	一人一回につき	二二〇円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	一三〇円
	中等学校の生徒	一人一回につき	九〇円
団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	一八〇円
	中等学校の生徒	一人一回につき	九〇円

二 キャンプ場等利用料

区	分		金 額
	キャンプ場	宿泊施設	
キャンプ場	宿泊する	児童又は中学校の生徒	一人一泊につき 二二〇円
	場合	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一泊につき 二四〇円
	宿泊しない場合	児童又は中学校の生徒	一人一日につき 六〇円
	児童又は児童	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一日につき 一二〇円
宿泊施設	幼稚園又は児童	一人一泊につき	六〇〇円
	中等学校の生徒	一人一泊につき	六七〇円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一泊につき	一、三四〇円

大ホール	基本利用		超過利用
	個人	団体(二十人以上のものに限る。)	
プラネタリウム	児童	一人一回につき	六〇円
	中学校又は高等学校の生徒	一人一回につき	一二〇円
	学生又は一般人	一人一回につき	一八〇円
	児童	一人一回につき	五〇円
大ホール	基本利用	一回につき	三、〇〇〇円
	超過利用	一時間につき	七〇〇円
プラネタリウム	個人	一人一回につき	九〇円
	団体(二十人以上のものに限る。)	一人一回につき	一四〇円

備考

- 一 この表において「幼児」とは、満四歳から小学校に入学するまでの者をいう。
- 二 この表において「基本利用」とは三時間以下の利用をいい、「超過利用」とは三時間を超過して利用する場合の当該三時間を超過する利用をいう。

三 設備利用料

原価その他の事情を勘案して知事が別に定める額

別表(第八条、附則第三項関係)

一 入園料

区	分		金 額
	個人	団体(二十人以上のものに限る。)	
個人	中学校の生徒	一人一回につき	二二〇円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	五〇〇円
	中等学校の生徒	一人一回につき	一六〇円
団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	四〇〇円
	中等学校の生徒	一人一回につき	一六〇円

二 キャンプ場利用料

区	分		金 額
	キャンプ場	宿泊する場合	
キャンプ場	宿泊する	児童又は中学校の生徒	一人一泊につき 二二〇円
	宿泊しない場合	児童又は中学校の生徒	一人一日につき 六〇円

宿泊しない場合	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一泊につき	二四〇円
	児童又は中学校の生徒	一人一日につき	六〇円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一日につき	一二〇円

三 設備利用料
原価その他の事情を勘案して知事が別に定める額

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

平成十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第二条 法第十条第一項の規定による設立の認証を受けようとする者は、規則で定める申請書に同項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(役員住所又は居所を証する書面)

第三条 法第十条第一項第二号口（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区）の長が発給する文書

三 当該役員が前二号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書（当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）

2 前項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。
い。

(事業報告書の提出及び閲覧)

第四条 法第二十九条第一項の規定による書類の提出は、毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度）初めの三月以内に行わなければならない。

2 法第二十九条第二項の規定による書類の閲覧は、規則で定めるところにより行うものとする。

(合併の認証の申請)

第五条 法第三十四条第三項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 法第十条第一項各号に掲げる書類

二 法第三十四条第四項に規定する社員総会の議事録の謄本
(経済企画庁長官から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第六条 知事は、法第四十四条第一項の規定により送付を受けた書類の写しについて閲覧の請求があつた場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させるものとする。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

(鳥取県税条例の一部改正)

2 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する法人」を加える。

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二

第一項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するため、鳥取県立とっとり花回廊を次のとおり設置する。

名 称	位 置
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡会見町及び岸本町並びに日野郡溝口町

(利用の許可)

第三条 鳥取県立とっとり花回廊(以下「とっとり花回廊」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。(行為の制限等)

第四条 とっとり花回廊においては、次の行為をしてはならない。

一 とっとり花回廊の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 知事の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

三 知事の許可を受けずに動物を捕獲し、又は殺傷すること。

四 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

五 みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

六 立入禁止区域内に立ち入ること。

七 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

八 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、とっとり花回廊の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第五条 知事は、とっとり花回廊の適正な管理を図るため必要があるときは、とっとり花回廊を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(管理の委託)

第六条 知事は、とっとり花回廊の管理を財団法人鳥取県観光事業団(以下「観光事業団」という。)に委託する。

(利用料金)

第七条 とっとり花回廊の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、観光事業

団にその収入として收受させる。

2 利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。
(利用料金の減免)

第八条 観光事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することが出来る。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、とつとり花回廊の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十一年四月十八日から施行する。ただし、第七条第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この章以下において「がん具刃物類」とは、がん具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)及びこれら

に類するものをいう。

第十一条第四項中「がん具、刃物及びこれらに類するもの(以下「がん具刃物類」という。)の販売」を「がん具刃物類の販売等」に、「販売しない」を「販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させない」に改める。

第十二条第二項中「販売を」を「販売等を」に、「自動販売機」を「自動販売機等」に改める。

第十二条の二の見出し中「図書類」の下に「又はがん具刃物類」を加え、同条第一項中「図書類を」を「図書類又はがん具刃物類(その形状、構造又は機能が第十一条第四項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。)」を「」に改め、同項第五号中「図書類」の下に「又はがん具刃物類」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。
(有害がん具刃物類の指定)

第十四条の二 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。

- 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 二 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 三 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年に所持させることがその健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 第十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。
第十五条の見出し中「有害図書類」の下に「又は有害がん具刃物類」を加え、同条に次の一項を加える。

2 何人も、前条第一項の規定により指定されたがん具刃物類(以下「有害がん具刃物類」という。)を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させない

ようにしなければならない。

第十六条の見出し中「有害図書類」の下に「又は有害がん具刃物類」を加え、同条中「図書類の」を「図書類又はがん具刃物類の」に改め、「有害図書類」の下に「又は有害がん具刃物類」を加える。

第十七条の見出し中「有害図書類」の下に「又は有害がん具刃物類」を加え、同条第一項中「図書類の」を「図書類又はがん具刃物類の」に改め、「有害図書類」の下に「又は有害がん具刃物類」を加え、同条第二項中「図書類」の下に「又は有害がん具刃物類」を加え、同条第四項中「有害図書類」の下に「又は有害がん具刃物類」を加える。

第二十二條第一項中「書店」を「図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者の営業所」に改める。

第二十六條第四項第二号中「有害図書類」の下に「又は有害がん具刃物類」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、第十四条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動販売機等によりがん具刃物類（その形状、構造又は機能がこの条例による改正後の鳥取県青少年健全育成条例第十一条第四項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。）を販売し、又は貸し付けている者は、同条例第十二条の二第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」とあるのは「平成十年十二月二十五日までに」と、同項第四号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」とする。

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「身体障害者、精神薄弱者」を「障害者」に改める。

第四条第三号中「貸付資金、欠損補てん金」を「貸付資金（欠損補てん積立金を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。